

中小企業経営改善支援事業補助金

県では、国の経営改善計画策定支援事業を利用する中小企業者等に対し、計画策定に要する経費の一部を補助します。

補助対象者	国が実施する「経営改善計画策定支援事業（405事業）」又は「早期経営改善計画策定支援事業（ポスコロ事業）」の支払通知を受けた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県が行う「 コロナ関連融資* 」を受けた者 (2) 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行が行う 特別貸付 を受けた者	
補助率及び上限額	経営改善計画策定に要する経費 〔自己負担分の半額補助〕 補助上限額：50万円	早期経営改善計画策定に要する経費 〔自己負担分の半額補助〕 補助上限額：3.75万円
対象期間	令和5年10月2日から 令和6年1月31日まで ※予算に達し次第、受付を終了します。	
必要書類	(1) 中小企業経営改善支援事業補助金交付申請書 (2) 沖縄県中小企業活性化協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し (3) 金融機関等が発行した、コロナ関連融資又は特別貸付を受けたことが分かる書類の写し 等	

※ 詳細は県ホームページをご確認ください

詳しくは
ホームページ
をご確認
ください!

【お問合せ】



沖縄県 商工労働部 中小企業支援課
TEL:098-866-2343 FAX:098-861-4661
Email : aa052108@pref.okinawa.lg.jp



ホームページ

